

ものづくり功労者熊本県知事表彰 募集要領

1 目的

ものづくり功労者熊本県知事表彰は、県内製造業の技術力の向上、経営の安定並びに社会的地位の向上に貢献し、その功績が特に顕著で優秀な者を表彰し、その活動を広く県民に伝えることにより、本県産業の一層の振興等を図ることを目的とします。

2 募集期間

平成28年1月20日（水）～平成28年2月26日（金）

3 応募要件

- (1) 県内に本社を有する製造業者及びこれに準ずるものとして、知事が認めた事業者
- (2) 次のいずれかの基準に該当し、その功績が特に優れている又は他の模範となる事業者
 - ①時代のニーズを先取りした新製品の開発、及び画期的な工夫によりヒット商品開発に成功したもの
 - ②5S運動※1、QC DP※2の徹底等により組織改革または経営基盤の向上に功績が認められるもの
 - ③新たなビジネスモデルの導入により、収益性の向上に大きく貢献したもの
 - ④環境保全、公害の防止等地球環境を守る活動に貢献したと認められるもの
 - ⑤社会奉仕、福祉事業等社会を明るくする活動に貢献したもの
 - ⑥小規模企業者（従業員20人以下）で、独自の原材料や技術を用いて、地域を代表する製品を製造していると認められるもの
 - ⑦その他、熊本県産業の発展に著しく功績があったと認められるもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの
- (4) 次のいずれにも該当しないもの
 - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続き開始の申立をしたもの
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更正手続き開始の申立をされたもの
 - ③ 国又は都道府県から指名停止の処分を受けているもの
- (5) 労働保険、社会保険、消費税、地方消費税及び都道府県税において未納がないもの
- (6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないもの
- (7) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下でないもの

※1 5S：整理、整頓、清掃、清潔、しつけ

※2 QCDP：Quality（品質）、Cost（価格）、Delivery（納期）、Planning（提案制度）

4 応募方法

応募は、事業主による自薦とします。

県庁ホームページから応募書類をダウンロードして、産業支援課へ書面で提出（持参又は郵送）してください。

郵送の場合は、提出期限までに必着とします。

<応募書類>

- ①「ものづくり功労者熊本県知事表彰」申請書
- ②応募する製品や活動等の写真
- ③その他参考資料（企業概要がわかるパンフレット等）

5 審査会

応募書類を基に、外部有識者等による「ものづくり功労者熊本県知事表彰審査会」による審査を行い、県が決定します。

なお、審査の実施にあたっては、事業所を訪問し、応募書類の内容の詳細確認や現地確認を行います。

※3月頃に審査会を実施予定。

6 表彰の種類

- (1) 大賞
- (2) 優秀賞

7 表彰式

3月下旬から4月上旬を目途に、熊本県知事による表彰状授与式を開催する予定です。

<提出・問合せ先>

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県商工観光労働部新産業振興局産業支援課

電話 096-333-2319（直通）

FAX 096-384-5385

E-Mail sangyoshien@pref.kumamoto.lg.jp